

横浜マリインタワー仮囲い等魅力アップ業務委託 業務説明資料

[1]事業目的

横浜マリインタワーは、開港 100 周年にあわせ、市民の発意でみなと横浜のシンボルとして 1961 年（昭和 36 年）に建設され、ピーク時には年間 100 万人以上が訪れるなど、長く市民に親しまれてきました。

しかしながら、近年の利用者は年間 20 万人強で推移しており、また、来訪者の平均年齢は、市内の文化・観光施設全体の来訪者の平均と比べ高くなっていることから、横浜マリインタワーが今後も「みなと横浜のシンボル」としてあり続けられるかどうかの岐路に立っています。

次期運営期間開始に向けて、塔体塗装等の修繕工事を令和 4 年 3 月（予定）まで実施するため、その間、横浜マリインタワーは休館となります。工事期間中もその存在感を演出し、特に若い世代に横浜港のシン

ボルとしての横浜マリインタワーの存在を再度認知してもらうための仕掛けを行い、山下町エリア全体の賑わいの維持・創出を図るため、仮囲いや塔体等の魅力アップに向けた企画・制作・設置及び運営（イベント実施等）を、令和元年～3 年度まで同一事業者（共同事業者等）に委託する予定です。



[2]事業実施により達成したい目標

< 関内地区都市景観協議地区 行為指針 >

- ① 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。
- ② 関内地区の新しい魅力を創造する。

< 本事業の目標 >

- ③ 横浜マリインタワーの都心臨海部におけるシンボル性を再定義し、空間演出を図る。
- ④ 横浜マリインタワー（点）から面（山下町エリア）に波及する賑わい創出を図る。
- ⑤ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催期間中の都市装飾や、創造的イルミネーション等の関連事業との相乗効果を生み出し、本市の計画実現に貢献する。

[3]業務内容

< 令和元年度 >

(1) 仮囲い等の魅力アップに向けた企画

- ・ 日中及び夜間の賑わい創出に向け、仮囲い（高さ 3 m、総延長約 170m）や塔体等を活用した空間演出のデザインを検討すること。なお、塔体の足場を覆うラッセルネット等の仮設工事の詳細な仕様は、公募期間中に提示できる範囲において、工事施工者による仮設計画が明確になり次第、横浜市から提示する予定。
- ・ 設置物を活用し、賑わい創出のための単発のイベント等を企画・運営することを想定し、設計すること。
- ・ 令和元年度に設置した設置物は、2～3 年度の運営期間中に標準仕様を変える提案も可とする。
- ・ 企画に当たり、

① 都心臨海部におけるシンボル性の再定義

②点から面（山下町エリア）に波及する賑わい創出

③中期四か年計画等の計画の実現への貢献、東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催期間中の都市装飾や創造的イルミネーション等の関連事業との連携

といった視点を考慮すること。

- ・ 本事業の目的に沿った KPI（主要業績評価指標）及びその測定手法を提案し、効果を測定すること。
- ・ 受託候補者として選定された事業者の提案内容は、横浜市都市美対策審議会景観審査部会にて審議を受けることになるため、必ずしも提案内容がすべて実施できるとは限らない。
- ・ 受託候補者として選定された事業者は、企画内容について、改修工事を実施する横浜市建築局及び工事施工者と協議し、承諾を得ること。また、関内地区都市景観協議地区等に基づく届出等、本業務の実施に伴い必要な手続きを行うこと。

(2) 企画に基づいた制作

- ・ 仮囲い、塔体等を活用した空間演出の企画に基づき、コンテンツや現地への設置物を制作すること。

<令和 2～3 年度>

(3) 設置

- ・ 現地への設置物を設置すること。なお、仮囲い内で設置作業をする際は、横浜市建築局及び工事施工者の承諾を得ること。

(4) 運営

- ・ 設置物を活用し、賑わい創出のためのイベント等を実施すること（年 6 回程度）。その際、歩行者の安全性を確保するため、必要な警備等を実施すること。なお、近隣に住宅等があることから、大きな音を出さないなど周囲の環境への影響について最大限配慮すること。
- ・ 事業目的を踏まえた効果的なプロモーションを実施すること。
- ・ 仮囲い内は原則立入不可とする。

(5) 撤去

- ・ 設置物を撤去すること。撤去に当たり、改修工事を実施する横浜市建築局及び工事施工者と協議し、承諾を得ること。

<参考>

ご相談の内容	担当部署	ご連絡先
東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおける都市装飾に関するご相談	市民局スポーツ統括室 オリンピック・パラリンピック推進部 オリンピック・パラリンピック推進課	045-671-3690 担当：藤川・三好
創造的イルミネーション事業に関するご相談	文化観光局文化芸術創造都市推進部 創造都市推進課	045-671-3863 担当：安藤・森

[4]制限等

<関内地区都市景観協議地区 行為指針>

- ・ 秩序ある広告景観を創出する。（行為指針 08 (1) ④）
- ・ 不快な照明環境を創出しない。（行為指針 09 (3) ①）

- ・ 落ち着いたある夜間の街路景観を演出する。(行為指針 09 (3) ⑤)
- ・ ライトアップを実施している周囲では、ライトアップと調和した照明環境を創出する。(行為指針 09 (3) ⑥)

<本事業において制限する行為>

- ・ 営利を目的とした表示は不可とする。例えば、企業名や商品名を表示したり、商品や企業を連想させる絵や写真等を表示したりすることは不可とする。
- ・ イルミネーションの実施は、午前0時までとする。
- ・ 賑わい創出のための単発のイベントの実施は、20時半までとする。
- ・ 参加型のインタラクティブな仕掛けをする場合、塔体等に文字を表示する仕掛けは不可とする。
(特定企業の宣伝になりうる表示の他、不適切な表示を防ぐため)
- ・ 近隣に住宅等があることから、大きな音を出さないなど周囲の環境への影響について最大限配慮すること。

なお、本件は横浜市屋外広告物条例第 12 条「許可を受けずに表示し、又は設置することができる広告物等」第 1 項第 7 号「工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示し、又は設置する広告物等で営利を目的としないもの」に該当するものとして整理しています。

[5]業務価格(上限)

令和元年度 (企画・制作) : 46,000 千円 (税込)

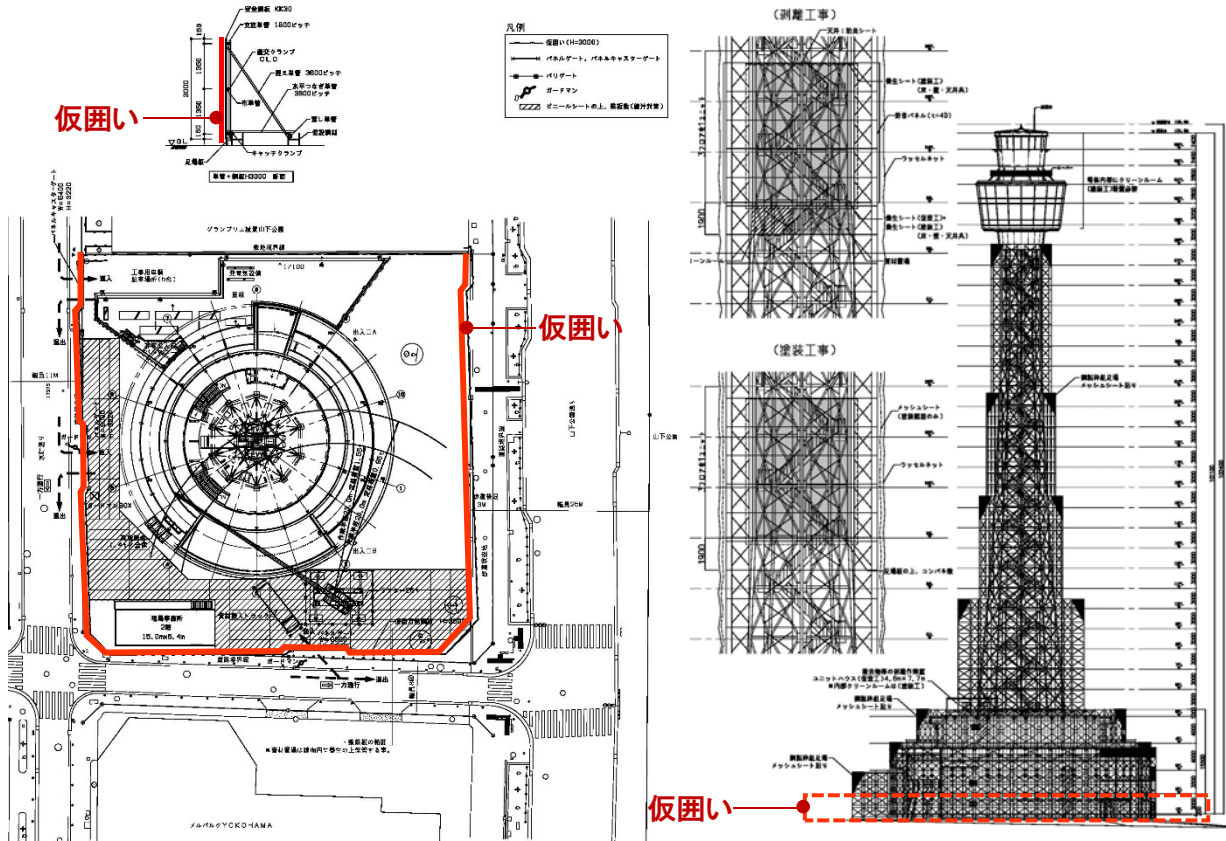
※令和 2～3 年度 (設置・運営) の業務価格は、令和元年度と同額程度を想定して提案を求めます。
(あくまで提案作成のための条件設定です。運営も含めた 3 年間について提案を求めますが、後年度の予算確保及び契約を確約するものではありません)

[6]事業スケジュール(予定)

令和元年度	9月12日(木)	公募開始
	9月27日(金)	第一回質問書 提出期限
	10月7日(月)頃	質問回答
	10月15日(火)	参加意向申出書 提出期限
	10月18日(金)	提案資格確認結果通知
	10月下旬(予定)	仮設工事に関する資料を提案資格者に提供
	11月8日(金)	第二回質問書 提出期限
	11月15日(金)頃	質問回答
	11月26日(火)	提案書提出
	12月2日(月)	プロポーザル評価委員会 (プレゼンテーション、ヒアリング、審査) 開催
	12月中旬	受託候補者決定
	12月下旬頃	横浜市都市美対策審議会(受託候補者の提案内容について) 委託契約締結
	3月31日(火)	令和元年度委託 履行期限
令和2年度	4月1日(水)～	設置、運営
令和3年度	8月31日(火)	設置物の一部撤去(仮囲いを除く)
	3月31日(木)	仮囲いの撤去完了

※工事施工者の施工計画等により、上記スケジュールが一部変更となる可能性があります。

[5]仮設計画(設計時点)



※設計時点の計画であり、実際の施工者による仮設計画とは異なる可能性があります。

提案資格者には、実際の仮設計画に関する資料を別途提供します。

※仮囲い上には、工事を実施する上で必要な表示も行うため、仮囲いの全面を活用できるわけではありません。

<参考：横浜マリンタワー施設概要>

住 所	横浜市中区山下町 14 番地の 1 ほか	最高高さ	106m
敷地面積	3,680.72 m ²	用途地域等	商業地域 関内地区景観計画 関内地区都市景観協議地区 山下公園通り地区地区計画
建築面積	826.00 m ²		
延床面積	4,389.07 m ²		
階 数	33 階 (低層階：4 階)		